

林野火災注意報・警報の運用開始

愛川町火災予防条例 令和8年1月1日改正

林野火災注意報の発令

1月から5月までの期間中に以下の条件のいずれかに該当する場合、発令します。

○前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

○前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りではない。

林野火災警報の発令

1月から5月のまでの期間中に、林野火災注意報の発令に加え、強風注意報が発表されている場合、発令します。

火の使用の制限

注意報及び警報が発令された場合は、火の使用について次の制限が課されます。

- ①山林、原野等において火入れをしないこと。
- ②煙火を消費しないこと。
- ③屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- ④屋外において引火性または爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しないこと。
- ⑤山林、原野等の場所で喫煙しないこと。
- ⑥残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰または火粉を始末すること。

火災を思わせる煙等を発するおそれのある行為等の届出

次の行為をしようとする者は、あらかじめ届出をしなければなりません。

- ①火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む）
- ②煙火（玩具用煙火を除く。）の打上げまたは仕掛け
- ③祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設

「火の使用制限」に伴う罰則規定について

林野火災注意報は「火の使用制限」にあたり努力義務を課すものであります。

一方、林野火災警報は「火の使用制限」に違反した者に対し **30万円以下の罰金または拘留**に処することが消防法で定められています。

愛川町消防本部消防課予防班

〒243-0301 愛川町角田 286-1 TEL 046-285-3131(内線 34) FAX 046-285-4091

防ごう！林野火災

大切なのは … 一人ひとりの心構え

空気の乾燥や強い風は、火事の大敵

林野火災注意報・警報が発令されたときは、特に、火の取り扱いに注意しましょう

林野火災注意報・警報が発令されたときの注意事項

- 1 野焼き、たき火は行わない
- 2 たばこを吸うときは、灰皿のある場所で吸い、確実に消火する
- 3 燃えやすい物の近くでは火を使わない
- 4 風が強いときは屋外で火を使わない
- 5 火の取扱い中はその場を離れず、確実な消火を確認する
- 6 火を使用する際は、有事に備え消火器や水バケツを用意する



山や枯草
要注意

「火の使用制限」
対象区域は町内全域

愛川町は森林が約4割を占める町…

林野火災が発生する危険性が高い地域です

「注意報・警報」は
防災行政無線・防災情報メールで周知します
このほか町ホームページに掲載、消防車両
などで広報を行います

市街地も
要警戒

Q たき火などに対する届出について

A これまで農作業で排出された雑草やわらの焼却や、どんど焼きなどの地域行事についても届出が必要でしたが、火災を予防するためにさらなる徹底を図るため、届出を要する行為にたき火を含むこととしました。事前に、消防機関がその行為を把握することで、火災予防や安全管理のほか、所要の監督・指導を行えるようになりました。

Q 私有地におけるたき火に届出は必要ですか？

A 日常生活を営む上で、通常行われる私有地でのたき火など、軽微なものであれば必要ありませんが、火災とまぎらわしい煙や火を発する可能性があると考えられるときは届出が必要となります。

Q 届出の判断に迷ったら…

A 消防本部にご相談ください。事前の確認が火災予防につながります。

お問い合わせ

〒243-0301 愛川町角田 286-1 愛川町消防本部消防課予防班(内線34)

☎ 046-285-3131 FAX 046-285-4091